

## Japan: Inbound Tax Alert

### 2015 年度税制改正大綱

2015 年 1 月号 No.10

2015 年度税制改正大綱(以下「大綱」)が 2014 年 12 月 30 日に公表された。今般の法人税改革は、「課税ベースを拡大しつつ法人実効税率を引き下げる」ことにより、法人課税を成長志向型の構造に変えるとともに、個人の消費拡大を図るべく、より企業に賃金引上げを促す措置が盛り込まれている。税収を確保するための課税ベース拡大措置としては、欠損金の繰越控除制度や受取配当等益金不算入制度の見直し等についての改正が行われている。また、国際課税においては、電気通信回線を通じた取引に係る消費税の取扱い並びに G20・OECD が推進している BEPS(税源浸食と利益移転)プロジェクト等の取組みに対応した改正項目もいくつか含まれている。

本 Alert においては、これらのうち、日本で事業を行う外資系企業やそこで働く外国人の方に重要と思われる項目について紹介することとする。なお、税制改正大綱は本 Alert 発行時点で立法化されているものではないことから、今後内容の変更が入る可能性がある。

### 目次

<b>1. 法人税</b> .....	<b>2</b>
1. 法人実効税率の引下げ.....	2
2. 欠損金の控除限度額の段階的な引下げ及び繰越期間の延長.....	2
3. 外形標準課税の引上げ(付加価値割・資本割).....	3
4. 受取配当等の益金不算入の対象となる株式等の区分及び益金不算入割合の見直し.....	4
5. 試験研究費の税額控除制度の見直し.....	4
6. 所得拡大促進税制の適用要件の緩和.....	5
7. 地方拠点強化税制の創設.....	5
8. 国際課税原則の帰属主義への変更の円滑な実施.....	5
9. 外国子会社配当等に係る益金不算入制度の見直し.....	6
10. 外国子会社合算税制(タックスヘイブン対策税制)の見直し.....	6
<b>2. 消費税</b> .....	<b>7</b>
1. 国境を越えた役務の提供に対する消費税の課税の見直し.....	7
2. 消費税率の 10%への引上げ時期の変更等.....	9
<b>3. 個人所得税</b> .....	<b>9</b>
1. 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の創設.....	9
2. 日本国外に居住する親族に係る扶養控除等の書類の添付等義務化.....	10

## 1. 法人税

### 1. 法人実効税率の引下げ

今後数年で実効税率を20%台まで引き下げることを目指す方向性の第一段階として、法人税率及び資本金一億円超の普通法人(外形標準課税対象法人)に係る法人事業税の税率を引き下げることとされた(2015年4月1日以後開始事業年度に適用)。

	改正前	改正後	
		2015年度*	2016年度*
法人税率**	25.50%	23.90%	23.90%
事業税 所得割*** (標準税率)	7.2%	6.0%	4.8%

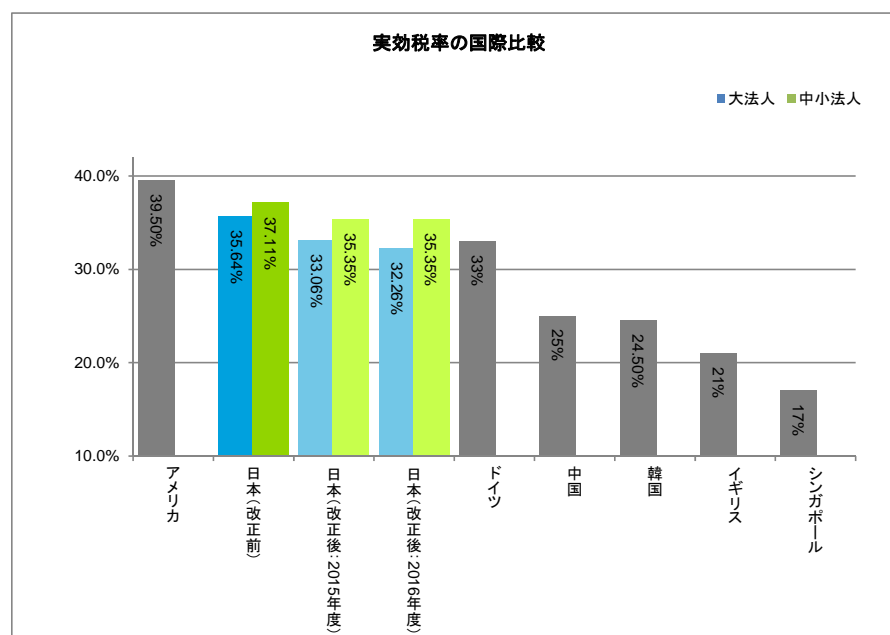
\* 2015年度:2015年4月1日から2016年3月31日までの間に開始する事業年度

2016年度:2016年4月1日から2017年3月31日までの間に開始する事業年度

\*\* 中小法人の年800万円以下の課税所得に対しては別途軽減税率が適用される。

\*\*\* 資本金1億円超の法人が対象であり、外形標準課税対象法人ではない中小法人(基本的に資本金1億円以下の法人。資本金5億円以上の法人等による完全支配関係がある法人を除く。以下同じ)等については適用が無く、年800万円以下の課税所得に対する軽減税率については引き続き検討される。

下記は、東京に拠点を持つ法人に適用される改正前及び改正後の実効税率と近隣諸国の実効税率との比較である。改正後も実効税率は他国に比べ高い水準にあるが、今後更なる税率引下げが期待される。

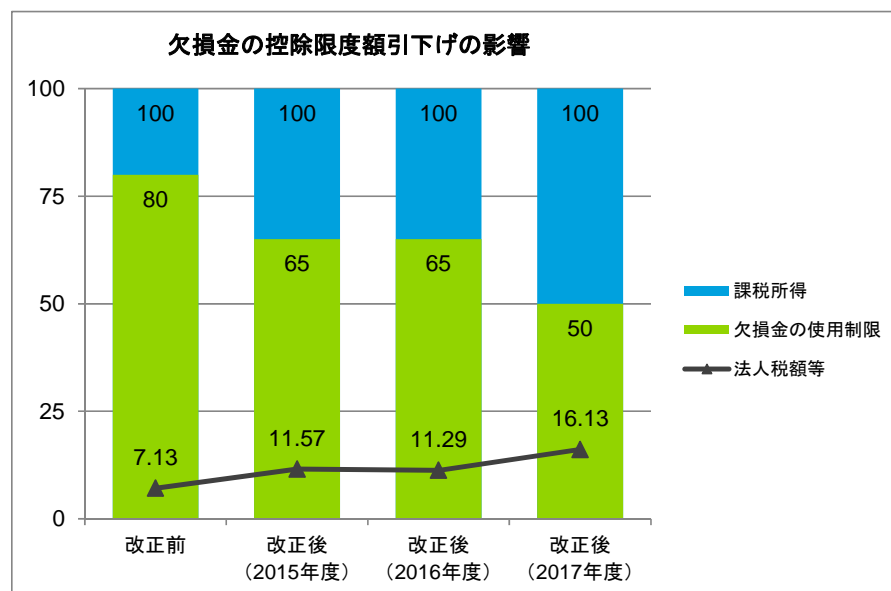


\* 表中における日本の実効税率は東京に所在する法人の事業税について改正後も超過税率の適用がある前提で算定している。

### 2. 欠損金の控除限度額の段階的な引下げ及び繰越期間の延長

現行では繰越控除前の所得の金額の80%相当額が欠損金の控除限度額とされているところ、2015年度・2016年度(2015年4月1日~2017年3月31日までの間に開始する事業年度)については65%相当額とし、2017年度以降(2017年4月1日以後に開始する事業年度)については50%相当額に引き下げられる。なお、中小法人等については、現行の控除限度額(所得の100%相当額)が存置される。

下記は、実効税率の引下げも考慮にいれた欠損金の控除限度額の引下げの法人税額等への影響を表している。実効税率が引き下がる一方、多額の欠損金を有している企業の法人税額等の負担は約2倍になると見込まれる。



\* 表中における実効税率は上記 1. で使用した実効税率と同一のものを使用している。

また、2017 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度において生じる欠損金額については、繰越期間を 10 年(現行 9 年)に延長する。これに伴い、帳簿書類の保存期間、法人税の欠損金額に係る更正の期間制限、及び法人税の欠損金額に係る更正の請求期間を 10 年(現行 9 年)に延長する。

### 3. 外形標準課税の引上げ(付加価値割・資本割)

資本金 1 億円超の普通法人(外形標準課税適用法人)について外形標準課税(付加価値割・資本割)の比率を高める。この税率の改正は、2015 年度(2015 年 4 月 1 日から 2016 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度)及び 2016 年度以降(2016 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度)に渡り、段階的に行われる。

	改正前	改正後	
		2015年度	2016年度
付加価値割	0.48%	0.72%	0.96%
資本割	0.2%	0.3%	0.4%

上記の通り法人事業税付加価値割の税率が引き上げられることから、雇用者給与等支給額が増加している法人に対し、負担が増加しないよう法人事業税付加価値割における所得拡大促進税制が導入される。具体的には、2015 年 4 月 1 日から 2018 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度に、雇用者給与等支給額が基準雇用者給与等支給額に対して一定割合(3~5%)以上増加している法人については、一定の要件を満たす場合に限り、その雇用者給与等支給増加額を付加価値割の課税標準から控除することができることとする。(後述の 6.参照)

また、事業税資本割の課税標準及び住民税均等割の税率区分の基準として、法人税法上の資本金等の額が会社法上の資本金と資本準備金の合計額を下回る場合には、当該会社法上の資本金と資本準備金の合計額をその課税標準又は税率区分の基準とする。

#### 4. 受取配当等の益金不算入の対象となる株式等の区分及び益金不算入割合の見直し

受取配当等の益金不算入の対象となる株式等の区分及び益金不算入割合について、以下のように見直す。

現行		改正案	
区分	不算入割合	区分	不算入割合
保有比率 100%	完全子法人株式等(100%) 100%(負債利子控除無)	完全子法人株式等(100%) 100%(負債利子控除無)	
33.3% (1/3)	関係法人株式等 (25%以上) 負債利子控除後100%	関連法人株式等(1/3超) 負債利子控除後100%	
25%	その他株式等 負債利子控除後50%	25% その他株式等 50%(負債利子控除無)	
5%		5% 非支配目的株式等(5%以下) 20%(負債利子控除無)	

保有比率25%以上1/3以下が益金不算入割合100%→50%に

#### 5. 試験研究費の税額控除制度の見直し

試験研究費の税額控除制度についての改正の概要を図示すると次のようになる。

改正前	改正後
<p>控除限度の総枠 : 法人税額の30% (今年度末まで。原則は20%)</p> <p>①一般試験研究費(総額) 税額控除率 : 8~10% (中小企業者12%) 控除限度額 : 法人税額の30% (今年度末まで。原則は20%) 控除限度超過額 : 1年間繰越</p> <p>②特別試験研究費 範囲 : 国の試験研究機関、大学との共同・委託研究その他に要する費用  税額控除率 : 特別試験研究費の額の12%から①の一般試験研究費の税額控除額を控除した額 控除限度額 : ①一般試験研究費の控除限度額と合計で法人税額の30% (今年度末まで。原則は合計で20%)</p> <p>③増加型または高水準型(2017年度まで) 税額控除率 : 増加試験研究費の5% または超過税額控除割合(10%超) 控除限度額 : 法人税額の10%</p>	<p>控除限度の総枠 : 法人税額の30%</p> <p>①一般試験研究費(総額) 税額控除率 : 8~10% (中小企業者12%) 控除限度額 : 法人税額の25%  控除限度超過額 : 廃止</p> <p>②特別試験研究費 範囲 : 以下の通り<u>拡充等</u> ・特定中小企業者に対する委託研究について委託先に公益法人等、地方公共団体の機関・地方独立行政法人等を追加 ・特定中小企業者に支払う知的財産権の使用料を追加 税額控除率 : 20%または30% 控除限度額 : 法人税額の5% (①と別枠)</p> <p>③増加型または高水準型(2017年度まで) 税額控除率 : 増加試験研究費の5% または超過税額控除割合(10%超) 控除限度額 : 法人税額の10%</p>

## 6. 所得拡大促進税制の適用要件の緩和

所得拡大促進税制は、2013年度税制改正により導入され、2014年度税制改正により適用要件が緩和されたが、大綱において更に適用要件の緩和が図られ、賃上げへのインセンティブを高めていくものとなっている。

改正案を図示すると次のようになる。

### 【所得拡大促進税制】

以下の①、②及び③の要件を満たした場合

➡ 国内雇用者に対する給与等支給増加額×10%の税額控除  
(法人税額10%(中小企業者等は20%)を限度)

①給与等支給額が基準事業年度の給与等支給額と比較して一定割合(以下の通り)以上増加していること

適用要件	現行		改正案	
			大法人	中小企業者等
	平成25年度	2%以上	2%以上	2%以上
	平成26年度	2%以上	2%以上	2%以上
	平成27年度	3%以上	3%以上	3%以上
	平成28年度	5%以上	4%以上	3%以上
	平成29年度	5%以上	5%以上	3%以上

②給与等支給額が前事業年度の給与等支給額を下回らないこと

③平均給与等支給額が前事業年度の平均給与等支給額を超えていること

## 7. 地方拠点強化税制の創設

企業が本社機能等を大都市等から地方に移転した場合又は地方においてその本社機能等を拡充した場合には、一定の減税措置が講じられる。具体的には、地域再生法の地方拠点強化実施計画の承認を受けた青色申告法人が一定の要件を満たす固定資産の取得を行った場合又は雇用の促進を行った場合には、下記の減税措置の適用が可能である。

減税措置			その他要件
固定資産の取得に係る特別償却又は税額控除	特定施設の移転	地方拠点の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>取得価額の合計額が2,000万円以上(中小企業者は1,000万円以上)</li> <li>事業供用資産</li> </ul>
特別償却 (取得年度における取得価額に対する特別償却率)	25%	15%	
税額控除 (当期の法人税額の20%を限度とする)	2017年3月31日までに一定の承認を受けた場合 7%	4%	
	上記以外の場合	4%	2%
雇用促進税制			<ul style="list-style-type: none"> <li>前期及び当期に事業主都合による離職者がいないこと</li> <li>前期に比して最低5人(中小企業者等は2人)の新規雇用者がいること</li> <li>基準雇用者割合が10%以上であること</li> <li>当期の給与等支給額が比較給与等支給額以上であること</li> </ul>
税額控除(当期の法人税額の30%から、現行の雇用促進税制による控除税額と上記固定資産の取得に係る税額控除制度による控除税額との合計額を控除した残額を限度とする)	20万円又は50万円×増加雇用者数(一定の要件を満たす場合に限る)		

## 8. 国際課税原則の帰属主義への変更の円滑な実施

2014年度税制改正で措置された国際課税原則の帰属主義への変更(2016年4月1日施行)が円滑に実施されるよう、次のとおり規定の明確化等一定の措置を講ずる。

➤ 外国法人が得る履行期間が6ヶ月未満の売掛債権等に係る利子について、国内源泉所得である「国内

資産の運用・保有所得」に該当しない旨が明確化される。

- 外国法人の恒久的施設と本店等との間で、恒久的施設に帰属しなくても課税対象となる国内源泉所得（国内不動産の譲渡所得や貸付対価等）を生ずべき資産について、当該恒久的施設による譲渡または取得に相当する内部取引があった場合には、その内部取引は取引直前の帳簿価額により行われたものとして、恒久的施設帰属所得に係る所得の金額が計算される。

上記の改正は、2016年4月1日以後開始事業年度分の法人税および2017年分以後の所得税について適用される。

#### 9. 外国子会社配当等に係る益金不算入制度の見直し

BEPS 行動計画 2(ハイブリッド・ミスマッチの効果の無効化)を受けて、国際的な二重非課税を防止する観点から、外国子会社の所在地国において損金算入される配当を外国子会社配当益金不算入制度の適用対象から除外することとされた。

上記の取扱いにより本制度の適用対象から除外する配当等の額に対して課される外国源泉税等の額については、外国税額控除の対象とする。この改正は、2016年4月1日以後に開始する事業年度において内国法人が外国子会社から受ける配当等の額について適用する。なお、2016年4月1日から2018年3月31日までの間に開始する各事業年度において内国法人が外国子会社から受ける配当等の額(2016年4月1日において有する当該外国子会社の株式等に係るものに限る。)については、従前どおりの取扱いとされる。

#### 10. 外国子会社合算税制(タックスヘイブン対策税制)の見直し

- 特定外国子会社等に該当することとされる著しく低い租税負担割合の基準(いわゆるトリガー税率)について、現行の「20%以下」から「20%未満」に変更する。この改正により、例えば英国やベトナムのように法人税率が20%となる国に所在する外国子会社については、一義的には従来通り特定外国子会社等に該当しないこととして扱われる。特定外国子会社等の2015年4月1日以後開始事業年度から適用する。
- 適用除外基準のうち、事業基準の判定における統括会社特例について一定の見直しを行う。特定外国子会社等の2015年4月1日以後開始事業年度から適用する。
- 適用除外基準の適用に際して必要とされる確定申告書への書面添付または資料等の保存がない場合においても、税務署長がその添付又は保存がなかったことにつきやむを得ない事情があると認めるときは、当該書面又は資料等の提出があった場合に限り、適用除外基準を適用することができることとする。特定外国子会社等の2015年4月1日以後開始事業年度から適用する。
- 外国子会社配当益金不算入制度の見直しに伴い、特定外国子会社等が持株割合25%以上等の要件を満たす子会社から受ける損金算入配当等の額(当該子会社から受ける配当等の額で、その全部又は一部が当該子会社の本店所在地国の法令において当該子会社の所得の金額の計算上損金の額に算入することとされている場合におけるその受ける配当等の額をいう。)は、当該特定外国子会社等の合算対象とされる金額の計算上控除しないこととする。特定外国子会社等の2016年4月1日以後開始事業年度に係る合算対象金額について適用する。



## Deloitte's view

本税制改正が企業にとって有利にはたらくか不利にはたらくかは、各企業が置かれた納税ポジションにより異なる。多くの企業は法人税率の引下げによる恩恵を享受できるが、一方で過去の繰越欠損金の使用制限強化や企業の利益に直接連動しない外形標準課税付加価値割・資本割の拡大により税負担が増える可能性もある。本税制改正を受けて、今後企業は次の検討を進めることが望ましい。

- いくつかの税制改正項目（例えば、欠損金の控除限度額の引下げ、外形標準課税の引上げ等）については資本金の額等によって取扱いが異なるため、今後数年内に適用されるこれら改正項目の影響額について試算するとともに、場合によっては減資の実施等を検討する。
- 税率及び欠損金の控除限度額の引下げをうけて、繰延税金資産／負債を再計算し、損益への影響額を試算する。
- 現在欠損金を有する場合には、早期の欠損金の利用方法を検討する。

本税制改正は、今後数年にわたってさらに議論され、かつ検討されていくであろう実効税率の引下げ及び課税ベースの拡大を目的とした最初の改正になると思われる。今後どの水準まで税率の引下げや課税ベースの拡大がなされるかは定かではないが、政府は将来的に実効税率を20%台まで引き下げることを計画しており、そのために代替財源の確保が必要であると考えられる。また、政府はG20・OECDが推進しているBEPSプロジェクト等にも積極的に関与していくことを予定している。Deloitteはこれからも本税制改正の動向について注視を続けていく。

## 2. 消費税

### 1. 国境を越えた役務の提供に対する消費税の課税の見直し

現行法においては、電気通信回線を介して行われる役務の提供につき、役務の提供に係る事務所等の所在地に基づき内外判定が行われている。2015年10月1日より、かかる役務の提供に関する内外判定基準は、役務の提供を受ける者の住所地に変更される。これにより、国外事業者が日本の顧客に対して電気通信役務の提供を行った場合、国内取引として消費税が課されることになる。

	現行法	改正案
電気通信回線を通じた取引(電子書籍の配信、オンライン広告サービス等)の定義	役務の提供及び著作権の貸付けのいずれに該当するか明らかでない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 「電気通信回線を介して行われる役務(電気通信役務)の提供」と明確に定義される。</li> <li>➤ 著作物の利用の許諾に該当する取引も、上記の定義に含まれる。</li> </ul>
内外判定基準	役務の提供に係る事務所等の所在地	<u>役務の提供を受ける者の住所地</u>

また、国外事業者が行う電気通信役務の提供は、「事業者向け電気通信役務の提供」と「消費者向け電気通信役務の提供」に区分され、それぞれ異なる課税方式が適用される。

	事業者向け電気通信役務の提供	消費者向け電気通信役務の提供
定義	国外事業者が行う電気通信役務の提供のうち、当該役務の性質又は当該役務の提供に係る契約条件等により、当該役務の提供を受ける者が事業者であることが明らかなもの	国外事業者が行う電気通信役務の提供のうち、事業者向け電気通信役務の提供以外のもの
例	オンライン広告配信サービス、事業者向けクラウドサービス	電子書籍の配信、動画・音楽ストリーミングサービス、消費者向けクラウドサービス
課税関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ リバースチャージ方式*が適用される</li> <li>➢ 国外事業者は、事業者向け役務の提供に際し、国内事業者が消費税の納税義務者となる旨をあらかじめ通知する</li> </ul>	国外事業者は、 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 消費税を上乗せした価格で請求を行う</li> <li>➢ 消費税の納税義務者に該当する場合、納税管理人を選任し、消費税の申告納税を実施する</li> <li>➢ 国税庁長官による登録を受けることができる</li> </ul>

\* 当該取引に係る消費税の納税義務が、役務の提供を受ける事業者に転換される。

#### 登録国外事業者制度の創設

- 次に掲げる要件を満たす国外事業者は、国税庁長官の登録を受けることができる。
  - (i) 国内において行う電気通信役務の提供に係る事務所等の所在地が国内にあること、又は税務代理人若しくは納税管理人を有すること
  - (ii) 国税の滞納がないこと、及び登録国外事業者の登録取消しから1年を経過していること
- 当分の間、未登録の国外事業者から受けた消費者向け役務の提供については、その課税仕入れに係る消費税につき、仕入税額控除制度の適用は認められない。
- 登録申請の受付は、2015年7月1日に開始される。
- 登録国外事業者の情報(名称、主たる事務所の所在地、登録番号等)はインターネットを通じて開示される。

#### 納税義務の判定<sup>1</sup>

- 事業者の課税期間の基準期間の初日が2015年10月1日前であるときは、当該基準期間の初日からこの制度の見直しが行われていたものとして事業者免税点制度の規定を適用する。
- ただし、上記の方法により課税売上高を計算することにつき困難な事情があるときは、2015年4月1日から同年6月30日までの間においてこの制度の見直しが行われていたものとして計算した課税売上高に4を乗じて計算した金額を用いることができる。
- 登録国外事業者に対しては、事業者免税点制度は適用されない。

1 原則として、事業者のうち、その課税期間に係る基準期間(原則として前々事業年度)における課税売上高が1,000万円以下である者については、その課税期間中に国内において行った課税資産の譲渡等について、納税義務が免除される(事業者免税点制度)。



## その他

- 事業者向け電気通信役務の課税仕入れを行った国内事業者において、かかる仕入れを行った課税期間の課税売上割合が95%以上である場合には、当分の間、当該課税期間において当該仕入れはなかったものとする。
- 事業者向け電気通信役務の提供を受ける免税事業者については、リバースチャージ方式による納税義務は生じない。
- 2016年4月1日以降、国外事業者が国内において行う芸能・スポーツ等の役務提供については、リバースチャージ方式により、役務の提供を受ける事業者が消費税の納税義務を負う。

## 2. 消費税率の10%への引上げ時期の変更等

消費税率10%への引上げの施行日については、2015年10月1日の予定であったところ、2017年4月1日に改正するとともに、いわゆる景気判断条項は削除する。

なお、消費税率10%への引上げに係る適用税率の経過措置について、請負工事等に係る適用税率の経過措置の指定日を2016年10月1日とする。



### Deloitte's view

国境を越えて行われる電気通信回線を介した役務の提供に対する消費税の課税の見直しは、国外事業者の日本における事業に大きな影響を与えと考えられる。この変更に対応するため、国外事業者は次のような事項の検討を進めなければならない。

- 各商取引がB to BなのかB to Cなのか、また各取引先の所在地はどこか
- 消費税申告の必要性及びそのプロセスの構築、会計システムの変更等
- 税務当局への届出等の提出

当該役務の提供に関する更なるガイダンスの発信と並行して、Deloitteは特定の品目を対象とした軽減税率について、2017年度からの導入を目指して、対象品目、区分経理、安定財源等について具体的な検討が進められることを期待する。

## 3. 個人所得税

### 1. 国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の創設

国境を越えた人の動きに係る租税回避を防止する観点から、居住者が有価証券等および未決済デリバティブ等を有したまま国外転出(国内に住所等を有しないこととなること)する場合には、その国外転出時において有価証券等の譲渡または未決済デリバティブ取引等の決済をしたものとみなして未実現のキャピタルゲインに対して課税する譲渡所得課税の特例制度が創設される。

特例の対象者	次の①および②の要件を満たす居住者 ① 対象資産の価額の合計額が1億円以上である者 ② 国外転出の日前10年以内に国内に住所または居所を有していた期間(本特例規定による納税猶予期間を含み、在留資格をもって在留していた期間を除く)の合計が5年超である者
対象資産	① 所得税法上の有価証券、匿名組合契約の出資持分(有価証券等) ② 未決済デリバティブ取引、信用取引、発効日取引(未決済デリバティブ取引等)

また、帰国時における課税取消し制度や、担保を供した場合等の納税猶予制度等について、以下のとおり所要の整備が行われる。

- 本特例の適用を受けた者が、国外転出後 5 年を経過する日までに帰国した場合において、対象資産を引き続き有していたときは、帰国の日から 4 月を経過する日までに更正の請求をすることにより、本特例による課税を取り消すことができる。
- 本特例の適用を受けた者が、国外転出日の属する年分の確定申告書の提出期限までに納税猶予分の所得税相当額の担保を提供し、かつ、納税管理人の届出をした場合には、国外転出日から 5 年間(申請により 10 年間)その納税が猶予される。

この特例は、2015 年 7 月 1 日以後に国外転出をする場合等について適用される。

## 2. 日本国外に居住する親族に係る扶養控除等の書類の添付等義務化

2016 年 1 月 1 日以後に支払われる給与等及び公的年金等並びに 2016 年分以後の所得税について、非居住者である親族に係る扶養控除、配偶者控除、配偶者特別控除又は障害者控除(以下「扶養控除等」)の適用を受ける居住者は、親族関係書類及び送金関係書類を確定申告書に添付又は確定申告書の提出の際に掲示しなければならない。



### Deloitte's view

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例は外国籍の個人もその対象となっているため、当該個人は出国前に自身が当該規定の対象になるか否か確認が必要である。例えば、米国国民は居住者か否かに関わらず本税制対象資産の譲渡について米国で課税がなされるため、税務コストの観点からは実質的に影響はないが、従前に比して追加の事務作業負担が発生することが予想される。その他の国籍の個人は、出国先の相手国に依ると思われ、例えば、出国先の相手国が対象資産の譲渡に対する課税制度がない場合には、本改正の適用を受け、未実現のキャピタルゲインが本邦の課税対象になることが考えられる。

今後、二重課税を回避するための措置がとられるであろうことが予想されるが、現時点において当該措置の適用をうけるための具体的な取扱いは明らかでない。、しかしながら、事務手続きが複雑かつ膨大であることが容易に予想される。

## 過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

[www.deloitte.com/jp/inboundtaxnewsletter](http://www.deloitte.com/jp/inboundtaxnewsletter)

## Japan: Inbound Tax Alert 読者登録

本ニュースレターを email で受信をご希望の方は、お名前、部署、お役職と email アドレスを [deloitte-tokyo.newsletter@tohatsu.co.jp](mailto:deloitte-tokyo.newsletter@tohatsu.co.jp) 宛てにお送りください。

## 問い合わせ

### 税理士法人トーマツ 本部・東京事務所

〒100-8305 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号 新東京ビル 5 階

TEL: 03-6213-3800(代)

email: [tax.cs@tohatsu.co.jp](mailto:tax.cs@tohatsu.co.jp)

URL: [www.deloitte.com/jp/tax-co](http://www.deloitte.com/jp/tax-co)

### インバウンド グループ

本ニュースレターに関する質問は、下記の担当者までご連絡ください。

グループリーダー パートナー 金 洋浩	<a href="mailto:yangho.kim@tohatsu.co.jp">yangho.kim@tohatsu.co.jp</a>	TEL: 03 6213 3841
<b>ビジネス タックス サービス</b>		
パートナー 呉 純	<a href="mailto:sunie.oue@tohatsu.co.jp">sunie.oue@tohatsu.co.jp</a>	TEL: 03 6213 3753
パートナー 高原 潤	<a href="mailto:jun.takahara@tohatsu.co.jp">jun.takahara@tohatsu.co.jp</a>	TEL: 03 6213 3946
<b>間接税サービス</b>		
パートナー 岡田 カ	<a href="mailto:chikara.okada@tohatsu.co.jp">chikara.okada@tohatsu.co.jp</a>	TEL: 03 6213 3900
<b>グローバル エmployヤー サービス</b>		
パートナー Russell Bird	<a href="mailto:russell.bird@tohatsu.co.jp">russell.bird@tohatsu.co.jp</a>	TEL: 03 6213 3979
シニアマネジャー Frances Somerville	<a href="mailto:frances.somerville@tohatsu.co.jp">frances.somerville@tohatsu.co.jp</a>	TEL: 080 3412 3462
<b>移転価格サービス</b>		
パートナー Timothy O'Brien	<a href="mailto:timothy.obrien@tohatsu.co.jp">timothy.obrien@tohatsu.co.jp</a>	TEL: 03 6213 3923
パートナー 澤田 純	<a href="mailto:jun.sawada@tohatsu.co.jp">jun.sawada@tohatsu.co.jp</a>	TEL: 03 6213 3927

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(税理士法人トーマツを含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそれらの関係会社(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング株式会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー株式会社および税理士法人トーマツを含む)の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 7,800 名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループ Web サイト([www.deloitte.com/jp](http://www.deloitte.com/jp))をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザーサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じて、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 200,000 名を超える人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を含みます。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は [www.deloitte.com/jp/about](http://www.deloitte.com/jp/about) をご覧ください。